

資料 2

(移行法人)

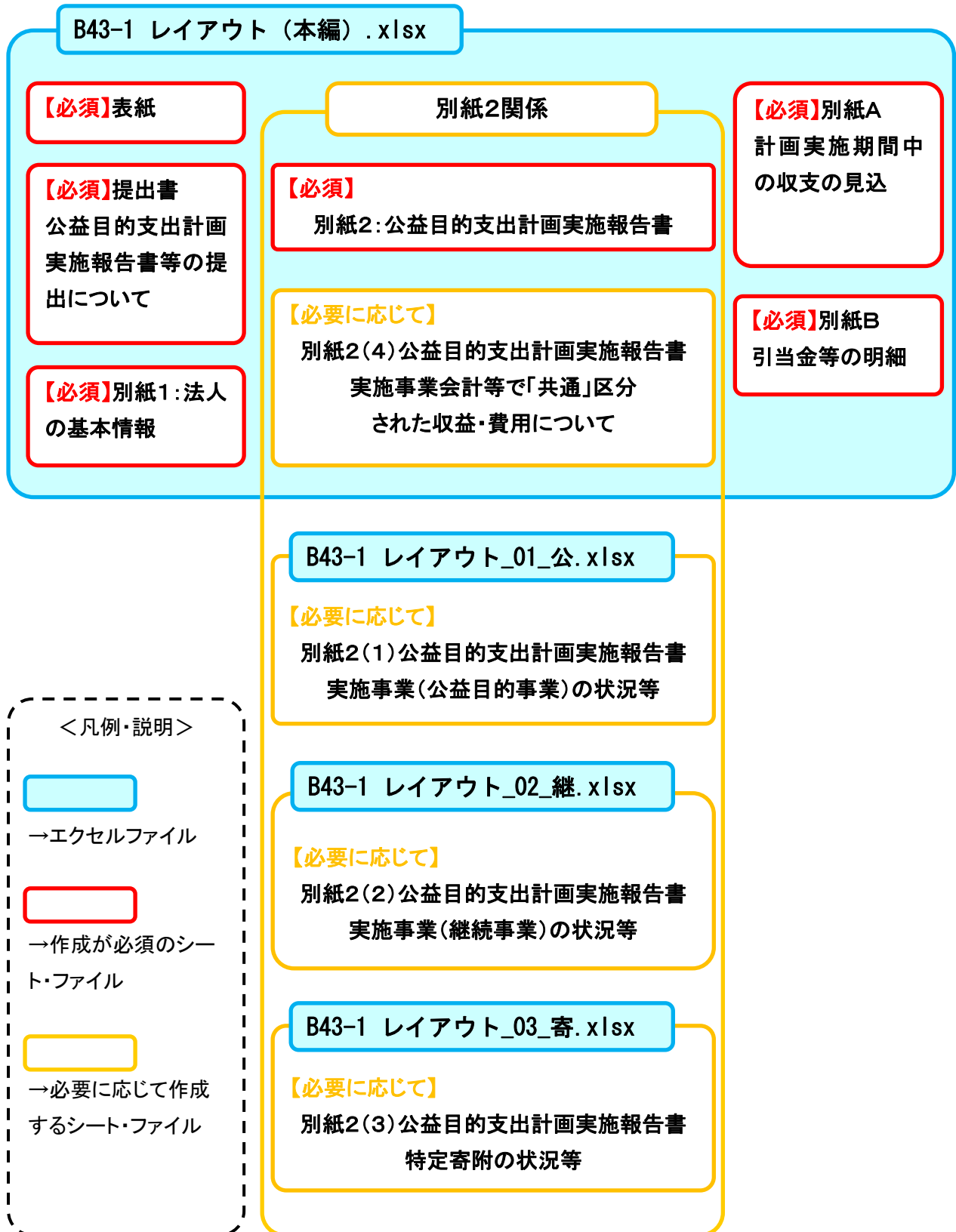
公益目的支出計画実施報告書等 の作成例と注意事項

【移行法人向け】

令和 3 年 1 2 月

青森県環境生活部県民生活文化課

公益目的支出計画実施報告書等に係る様式の全体像



添付書類一覧

	種類	備考
1	当該事業年度の貸借対照表及び附属明細書	必須
2	当該事業年度の損益計算書及び附属明細書	必須
3	当該事業年度の事業報告及び附属明細書	必須
4	当該事業年度の監査報告又は会計監査報告 (※会計監査報告は、会計監査人設置法人のみ)	必須
5	当該事業年度の公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告	必須
6	会員等の位置付け及び会費に関する細則 (※定款のほかに、会員等の位置付け及び会費に関する何らかの定めを設けている場合で、すでに提出しているものに変更があるときのみ)	必要な場合
7	事業・組織体系図 (※複数の実施事業を行う場合又は複数の事業所で実施事業を行う場合で、すでに提出しているものに変更があるときのみ)	必要な場合
8	許認可等を証する書類 (※許認可等が必要な場合。すでに提出しているものについては、その有効期限を経過している場合のみ)	必要な場合
9	その他行政庁が必要と認める書類	必要な場合

報告書類 効率的な作成の流れ

添付書類の作成、用意

P 4 ~ 1 3

表紙

P 1 4

別紙 2 (1) ~ (3)
【実施事業（公益目的事業・継続事業）の
状況等】、【特定寄附の状況等】

移行認可又は変更認可を受けた最新の公益目的支出計画に記載した事業について、事業番号ごとに作成する。

P 1 5 ~ 1 9

別紙 2 (4)
【実施事業等会計で「共通」に区分された
収益・費用について】

実施事業等会計において「共通」の会計区分を設けている場合にのみ、その収益・費用を記載する。

P 2 0

別紙 2 【公益目的支出計画実施報告書】

公益目的支出計画の実施事業等全体の状況を記載する。

P 2 1 ・ 2 2

別表 A 【計画実施期間中の収支の見込みについて】

実施事業以外の「その他の事業」のうち主要なものについて、事業の内容等に変更があった場合、公益目的支出計画の実施に対する影響等を記載する。

P 2 3

別表 B 【引当金等の明細】

引当金等の状況について記載する。

P 2 4

別紙 1 【法人の基本情報】

法人の名称や主たる事務所の住所及び連絡先、事業の概要等を記載する。

P 2 5

提出書（かがみ文書）

P 2 6

報告書類の完成

添付1: 当該事業年度の貸借対照表及び附属明細書

貸借対照表
令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	472,979,968	490,765,769	△ 17,785,801
未収金	22,057,363	17,420,862	4,636,501
流動資産合計	495,037,331	508,186,631	△ 13,149,300
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	68,466,840	68,466,840	0
定期預金	100,000,000	100,000,000	0
基本財産合計	168,466,840	168,466,840	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	15,352,000	34,871,000	△ 19,519,000
減価償却引当資産	26,227,032	28,550,821	△ 2,323,789
特定資産合計	41,579,032	63,421,821	△ 21,842,789
(3) その他固定資産			
建物	119,679,188	127,056,034	△ 7,376,846
投資有価証券	3,597,000	3,797,000	△ 200,000
車両運搬具	16	59,063	△ 59,047
その他固定資産合計	123,276,204	130,912,097	△ 7,635,893
固定資産合計	333,322,076	362,800,758	△ 29,478,682
資産合計	828,359,407	870,987,389	△ 42,627,982
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	11,298,411	12,865,219	△ 1,566,808
流動負債合計	11,298,411	12,865,219	△ 1,566,808
2. 固定負債			
退職給付引当金	15,352,000	34,871,000	△ 19,519,000
長期借入金	267,160,000	277,160,000	△ 10,000,000
固定負債合計	282,512,000	312,031,000	△ 29,519,000
負債合計	293,810,411	324,896,219	△ 31,085,808
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産			
一般正味財産	534,548,996	546,091,170	△ 11,542,174
(うち基本財産への充当額)	(168,466,840)	(168,466,840)	0
(うち特定資産への充当額)	(26,227,032)	(28,550,821)	△ 2,323,789
正味財産合計	534,548,996	546,091,170	△ 11,542,174
負債及び正味財産合計	828,359,407	870,987,389	△ 42,627,982

・貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの内訳表は、定款の定めに従い、理事会及び総会又は評議員会の承認を受けたものの添付が必要です。

これらの書類間で、整合するはずの数値が不整合となっているケースがあるので注意してください。

貸借対照表内訳表
令和4年3月31日現在

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引控除	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
普通預金	321,483,821	33,289,056	118,207,091		472,979,968
未収金	20,676,871	1,380,492	0		22,057,363
流動資産合計	342,160,692	34,669,548	118,207,091		495,037,331
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
土地	54,773,472	6,846,684	6,846,684		68,466,840
定期預金	100,000,000	0	0		100,000,000
基本財産合計	154,773,472	6,846,684	6,846,684		168,466,840
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	7,676,000	6,140,800	1,535,200		15,352,000
減価償却引当資産	20,981,626	2,622,703	2,622,703		26,227,032
特定資産合計	28,657,626	8,763,503	4,157,903		41,579,032
(3) その他固定資産					
建物	95,743,350	11,967,919	11,967,919		119,679,188
投資有価証券	3,597,000	0	0		3,597,000
車両運搬具	16	0	0		16
その他固定資産合計	99,340,366	11,967,919	11,967,919		123,276,204
固定資産合計	282,771,464	27,578,106	22,972,506		333,322,076
資産合計	624,932,156	62,247,654	141,179,597		828,359,407
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	10,245,329	1,053,082	0		11,298,411
流動負債合計	10,245,329	1,053,082	0		11,298,411
2. 固定負債					
退職給付引当金	7,676,000	6,140,800	1,535,200		15,352,000
長期借入金	267,160,000	0	0		267,160,000
固定負債合計	274,836,000	6,140,800	1,535,200		282,512,000
負債合計	285,081,329	7,193,882	1,535,200		293,810,411
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
指定正味財産合計	0	0	0		0
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
2. 一般正味財産	339,850,827	55,053,772	139,644,397		534,548,996
(うち基本財産への充当額)	(154,773,472)	(6,846,684)	(6,846,684)		(168,466,840)
(うち特定資産への充当額)	(20,981,626)	(2,622,703)	(2,622,703)		(26,227,032)
正味財産合計	339,850,827	55,053,772	139,644,397		534,548,996
負債及び正味財産合計	624,932,156	62,247,654	141,179,597		828,359,407

移行法人は、貸借対照表において実施事業資産を区分して明らかにする必要があります。

具体的には、(1) 内訳表において実施事業等会計、その他会計及び法人会計の3つに区分することにより明示する方法や、(2) 貸借対照表に実施事業資産を注記する方法が考えられます。

添付2: 当該事業年度の損益計算書及び附属明細書

正味財産増減計算書
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
受取利息	200,000	180,000	20,000
事業収益			
事業収益	211,035,395	208,563,357	2,472,038
経常収益計	211,235,395	208,743,357	2,492,038
(2) 経常費用			
事業費	213,535,249	205,491,739	8,043,510
給料手当	128,587,428	121,322,866	7,264,562
退給引当金繰入	2,171,260	1,255,300	915,960
福利厚生費	6,173,183	6,391,759	△ 218,576
旅費交通費	3,197,945	2,566,365	631,580
通信運搬費	10,445,602	9,638,251	807,351
消耗品費	1,108,926	1,532,361	△ 423,435
減価償却費	6,698,208	7,007,180	△ 308,972
光熱水料費	13,771,539	12,985,555	785,984
委託費	29,218,953	30,432,155	△ 1,213,202
賃借料	11,019,659	11,019,659	0
雑費	1,142,546	1,340,288	△ 197,742
管理費	9,242,320	7,809,360	1,432,960
給料手当	3,407,197	2,492,300	914,897
退給引当金繰入	214,740	103,500	111,240
福利厚生費	685,909	710,195	△ 24,286
旅費交通費	1,240,712	987,524	253,188
通信運搬費	571,182	456,320	114,862
消耗品費	371,702	425,618	△ 53,916
減価償却費	737,685	778,575	△ 40,890
光熱水料費	1,373,871	1,152,630	221,241
雑費	639,322	702,698	△ 63,376
経常費用計	222,777,569	213,301,099	9,476,470
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 11,542,174	△ 4,557,742	△ 6,984,432
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 11,542,174	△ 4,557,742	△ 6,984,432
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 11,542,174	△ 4,557,742	△ 6,984,432
一般正味財産期首残高	546,091,170	550,648,912	△ 4,557,742
一般正味財産期末残高	534,548,996	546,091,170	△ 11,542,174
II 指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	534,548,996	546,091,170	△ 11,542,174

正味財産増減計算書内訳表
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科目	実施事業等会計		その他会計		法人会計	内部取引控除	合計
	継1	小計	他1	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益							
受取利息	200,000	200,000		0			200,000
事業収益							
事業収益	110,977,627	110,977,627	97,094,193	97,094,193	2,963,575		211,035,395
経常収益計	111,177,627	111,177,627	97,094,193	97,094,193	2,963,575	0	211,235,395
(2) 経常費用							
事業費	137,897,667	137,897,667	75,637,582	75,637,582		0	213,535,249
給料手当	83,759,456	83,759,456	44,827,972	44,827,972			128,587,428
退給引当金繰入	1,360,020	1,360,020	811,240	811,240			2,171,260
福利厚生費	3,772,501	3,772,501	2,400,682	2,400,682			6,173,183
旅費交通費	1,001,548	1,001,548	2,196,397	2,196,397			3,197,945
通信運搬費	2,995,367	2,995,367	7,450,235	7,450,235			10,445,602
消耗品費	995,166	995,166	113,760	113,760			1,108,926
減価償却費	5,960,524	5,960,524	737,684	737,684			6,698,208
光熱水料費	13,357,117	13,357,117	414,422	414,422			13,771,539
委託費	20,547,735	20,547,735	8,671,218	8,671,218			29,218,953
賃借料	3,105,461	3,105,461	7,914,198	7,914,198			11,019,659
雑費	1,042,772	1,042,772	99,774	99,774			1,142,546
管理費					9,242,320	0	9,242,320
給料手当					3,407,197		3,407,197
退給引当金繰入					214,740		214,740
福利厚生費					685,909		685,909
旅費交通費					1,240,712		1,240,712
通信運搬費					571,182		571,182
消耗品費					371,702		371,702
減価償却費					737,685		737,685
光熱水料費					1,373,871		1,373,871
雑費					639,322		639,322
経常費用計	137,897,667	137,897,667	75,637,582	75,637,582	9,242,320	0	222,777,569
評価損益等調整前 当期経常増減額	△ 26,720,040	△ 26,720,040	21,456,611	21,456,611	△ 6,278,745	0	△ 11,542,174
基本財産評価損益等		0		0			0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 26,720,040	△ 26,720,040	21,456,611	21,456,611	△ 6,278,745	0	△ 11,542,174
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
(2) 経常外費用							
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 26,720,040	△ 26,720,040	21,456,611	21,456,611	△ 6,278,745	0	△ 11,542,174
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 26,720,040	△ 26,720,040	21,456,611	21,456,611	△ 6,278,745	0	△ 11,542,174
一般正味財産期首残高	366,570,867	366,570,867	33,597,161	33,597,161	145,923,142		546,091,170
一般正味財産期末残高	339,850,827	339,850,827	55,053,772	55,053,772	139,644,397	0	534,548,996
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高		0		0			0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	339,850,827	339,850,827	55,053,772	55,053,772	139,644,397	0	534,548,996

科目に「他会計振替額」を設けている場合、「他会計振替前当期一般正味財産増減額」も掲記する必要があります。

正味財産増減計算書については、その内訳表において、実施事業等会計、その他会計及び法人会計に区分し、さらに、実施事業等会計及びその他会計については、実施事業等・その他事業ごとに区分する必要があります。

令和3年度事業報告書

1 事業について

(1)実施事業

継1 非営利活動アドバイザー派遣事業

.....

(2)その他事業

他1 情報交換

.....

2 法人の運営について

(1)理事会

.....

(2)総会

.....

実施事業及びその他の事業の実施状況や内容がわかるように作成してください。（これはあくまで例であり、この通り記載してください、ということではありません。）

法人によっては、会議の開催状況（いわゆる「会務報告」となっているケース）や、「〇月×日・・・大会」「▲月□日・・・講習会」といった記載しかなく、どの事業として行ったのかがわからないものや、事業として具体的に何を行ったのかが全くわからない記述となっている事業報告を作成しているケースが見受けられます。

どの事業として行ったのか、また、「・・・大会」なのであれば、いつどこでどういった人が何名参加して行われたのか、「・・・講習会」なのであれば、いつどこで誰が講師となってどういった内容で行われ、どういった人が何名参加したのか、といった程度は最低限記載してください。

令和3年度監査報告

一般社団法人非営利活動アドバイザー協会
理事長 青森 公益 殿

下線部は一般社団法人の場合で、一般財団法人の場合は、下線部が括弧内の文章に置き換わります。

私たち監事は、当協会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第99条第1項)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第36条及び第45条(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第36条及び第45条)の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当協会の主たる事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当協会の財産及び損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年5月12日

監事 八戸 船平
監事 大間 麻具郎

監査報告には、次の項目を記載することが法令上求められています。
(法人法施行規則第36条及び第45条(第64条で準用))

1. 監事の監査の方法及びその内容
2. 計算関係書類が当該一般社団法人・一般財団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
3. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
4. 追記情報(正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等)
5. 監査報告を作成した日
6. 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該一般社団法人・一般財団法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
7. 当該一般社団法人・一般財団法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
8. 事業報告の部分の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

添付5:公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告

令和3年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告

一般社団法人非営利活動アドバイザー協会
理事長 青森 公益 殿

下線部は一般社団法人の場合で、一般財団法人の場合は、下線部が括弧内の文章に置き換わります。

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度事業年度における公益目的支出計画実施報告書について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第2項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第1項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する同法第124条第1項)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第43条の規定に基づき、本報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について検討しました。

2 監査意見

当法人の公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示していると認めます。

令和4年5月12日

監事 八戸 船平
監事 大間 麻具郎

公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告には、次の項目を記載することが法令上求められています。(整備法施行規則第43条)

1. 監事の監査の方法及びその内容
2. 公益目的支出計画が法令又は定款に従い当該移行法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているかどうかについての意見
3. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
4. 監査報告を作成した日

添付6: 会員等の位置づけ及び会費に関する細則

一般社団法人非営利活動アドバイザー協会 入会規程

(略)

一般社団法人非営利活動アドバイザー協会 会費規程

(略)

- 移行後において内容に変更があった場合のみ提出してください。
- 申請時に提出した内容に変更がないときは、添付不要です。

事業・組織体系図

(省略)

- 複数の実施事業を行う場合又は複数の事業所で実施事業を行う場合のみ作成・提出してください。
- 申請時に提出した内容に変更がないときは、添付不要です。
- 作成に当たっては、「定期提出書類の手引き 移行法人編」P22を参照。
- 既存の資料で、法人全体の事業・組織の全体像及び各事業の位置づけや関連性が判断できる場合は、改めて作成する必要はありません。

添付8:許認可等を証する書類

認 可 書 (省略)

- 既に提出している許認可等を証する書類に有効期限があり、これを経過している場合のみ再度提出してください。
- 事業を反復継続して行うのに最低限必要となる事業許可等が対象となります。
- 事業に一時的・付随的に必要な許認可等については、添付不要です。

表紙

手続No	B43-1
手続名	公益目的支出計画実施報告書等の提出

事業年度	令和	3	年度
	自	令和3年3月31日	
	至	令和4年3月31日	

公益目的支出計画実施報告書の事業年度について、元号を選択し、年数を半角数字で入力する。事業開始年月日及び事業終了年月日は、「西暦/月/日」の書式で半角数字で入力する。提出書や別紙2に自動転記される。

申請事務担当者	氏名	公益 増三
	電話番号	017-734-9079
	電子メールアドレス	gakuji@pref.aomori.lg.jp

公益目的事業、継続事業、特定寄附それぞれの事業数を半角数字で入力する。実施していない場合は「0」を入力する。別に作成する別紙2（1）～（3）のファイルの数と合わせる。

○事前入力項目

実施事業（公益目的事業）の数（別ファイル：01公（エクセル））	0
実施事業（継続事業）の数（別ファイル：02継（エクセル））	1
実施事業（特定寄附）の数（別ファイル：03寄（エクセル））	0
以下の様式のうち必要に応じて作成したものを選択してください。	
共（4）	

別紙2（4）を作成する場合は「0」にし、作成しない場合は空欄のままにする。

別紙2:公益目的支出計画実施報告書
(1)実施事業の状況等(その1)

P15~18は、実施事業等ごとにワンセットずつ作成。

(2)[公益目的支出計画実施報告書]
(事業単位ごとに作成してください。)

【実施事業(継続事業)の状況等】

事業番号		事業の内容
継	1	非営利活動アドバイザー

移行認可又は変更認可を受けた最新の公益目的支出計画に記載した内容(最終版の別表C(2)-1の内容)をそのまま転記する。

(1)計画記載事項

事業の概要

<事業実施の趣旨>

非営利活動に取り組む団体は、それぞれの創意工夫で事業を実施しているものの、類似・先行事例の知識やマーケティング等の事業実施手法を必ずしも身につけているとは限らない。

「非営利活動アドバイザー」とは、こうした団体との顧問契約等により、非営利活動や団体・法人運営に関する助言・支援を行う専門職であるが、中には金銭的に余裕がない団体もあり、こうした団体への支援のあり方が課題となっている。

そこで、当法人では、会員である非営利活動アドバイザーをこうした団体へ派遣し、支援することによって、県内の非営利活動が活発化し、これからの県民生活がより豊かになることに貢献しようとするものである。

※「非営利活動アドバイザー」…民間団体が自発的に行う非営利活動が今後の国民生活を更に豊かなものにするために重要であることを背景として、〇〇省が設けた国家試験に合格した者(試験受験には、非営利活動の実地経験を3年以上有することなどが要件となっている。)

<事業内容>

募集窓口を法人事務局に設置し、依頼があった団体・法人の求めに応じて、会員である非営利活動アドバイザーを派遣する(依頼団体の状況にもよるが、概ね3か月程度)。派遣された会員の労働報酬は、通常の顧問契約よりは相当低額に抑えた上で、当法人が負担する。

依頼が多い場合は、一定期間ごとに区切って書類選考を行い、支援の緊急度・優先度が高いものを優先する(選考は、法人内部で選考委員会を設けて行う。)

募集の周知方法は、法人ホームページや、非営利活動団体のイベントの際に作成されるパンフレットの広告などを用いている。

(参考)

平成25年度の実績

申込団体・法人 45団体・法人

うち派遣団体・法人 32団体・法人

※その他派遣団体・法人や活動分野の内訳一覧については、別添事業報告書のとおり

(参考)の内容も、最終版の内容をそのまま記載する。(最新版に改める必要なし)

<事業の対象>

県内で非営利活動に取り組む団体・法人

<事業実施の財源>

なし(前期繰越金のみ)

<事業に必要な主な資産>

土地、建物(法人事務所)、車両運搬具

<受託・請負・補助の有無>

自主事業

<重要な部分の委託の有無>

委託していない。

公益目的財産額確定時又は変更認可申請時の別表C(5)から計画額を記載する。

(1)	当該事業に係る公益目的支出の見込額	145,576,850 円
(2)	〃 実施事業収入の見込額	133,985,000 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について		
依頼があった団体・法人の求めに応じて、会員である非営利活動アドバイザーの派遣を行った。 令和3年度の実績 申込団体・法人 44団体・法人 うち派遣団体・法人 31団体・法人		
※その他派遣団体・法人や活動分野の内訳一覧については、別添事業報告書のとおり		
・事業を実施した状況（実績）について、（1）計画記載事項の「事業の概要」に記載した事業内容に対応する形で具体的に記載すること。（実施しなかった場合は、簡単な理由を付記してその旨記載すること。） ・事業報告で説明されている内容については、「詳細については、事業報告P●に記載のとおり」などと記載してもよい。		
① 当該事業に係る公益目的支出の額	P18から自動転記。	137,897,667 円
② 当該事業に係る実施事業収入の額		111,177,627 円
③ (①-②)の額	自動計算	26,720,040 円
④ 当該事業に係る損益計算書の費用の額		137,897,667 円
⑤ 当該事業に係る損益計算書の収益の額		111,177,627 円
①及び②に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注		
アドバイザー派遣に係る申込団体・個人の実績数が当初計画を下回ったことにより、これに係る収益・費用がともに見込み額を下回ったことによる。なお、公益目的支出計画の実施期間があと19年間あり、公益目的収支差額では計画額を15,128,190円上回っており、累計額でも10,410,621円上回っていることから、実施期間に関しては影響がないと考える。		
当該事業について、計画と実績の差異について、その状況及び理由、完了予定年月日への影響の有無を記載する。		

注： この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

次の場合、あらかじめ変更の認可を受ける必要があります。（内閣府FAQ問XI-1-②参照）

1. 実施事業（公益目的事業及び継続事業）の内容に変更が生じる場合（公益目的事業の公益性についての判断が明らかに変わらないと認められるときや、継続事業の目的・性格等の同一性が認められるときを除く。）
2. 実施事業や特定寄附を新たに追加する場合や廃止する場合
3. 公益目的支出の額が計画を下回り、又は実施事業収入が計画を上回ることで、公益目的支出計画の完了予定日に完了しなくなる場合

※ 毎年度の実施事業収入の額や公益目的支出の額が計画に記載した見込額と異なる場合でも、公益目的支出計画の実施期間に影響がない（期間延長がない）ときは、直ちに変更認可を受ける必要はありません。

(2) 実施事業の状況等(その2)

(3) 実施事業資産の状況等

(事業単位ごとに作成してください。)

番号	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日 の帳簿価額	当該事業年度 末日の帳簿価額	使用の状況
イ 1	土地(青森市長島1-1-1)	55,685,132 円	円	54,773,472 円	54,773,472 円	計画記載どおり引き続き当該事業で使用。
a 1	建物(法人事務所)	円	円	101,644,827 円	95,743,350 円	計画記載どおり引き続き当該事業で使用。
a 2	車両運搬具	円	円	59,063 円	16 円	計画記載どおり引き続き当該事業で使用。
	【例】	円	円	円	円	
	車両運搬具	円	円	120,000 円	0 円	〇月〇日廃車、除却。⇒P19(2)
	建物付属設備(屋外階段)	円	1,000,000 円	円	900,000 円	平成〇年〇月〇日に取得。当該事業で使用。
		円	円	円	円	

注:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・・a1 など)を記載してください。

申請時の別表C(2)-2に記載した実施事業資産について、公益目的財産額の確定の際に提出した別表A(1)、(2)に記載した内容と同じ記載とする。

移行後に取得した実施事業資産がある場合には、行を追加して記載する。前事業年度に取得したものについては、前事業年度と同額を記載する。

前年度のこの様式の「当該事業年度末日の帳簿価額」を転記する。

当該事業年度における貸借対照表に記載され、又は算定の基礎となっている各資産の帳簿価額を記載する。

当該事業年度の各資産の使用状況を記載する。
(例)
・計画記載どおり引き続き当該事業で使用
・計画記載どおり運用益を当該事業に使用
・〇月〇日に、〇〇円で売却など

・当該年度の取得価額+前事業年度末日の帳簿価額-当該事業年度末日の帳簿価額が、損益計算書内訳表の減価償却費+除却損等の額と合致するか確認すること。
・内訳が分かりづらい場合は、固定資産台帳等を「その他行政庁が必要と認める書類」として提出すること。

複数の事業で共用している資産については、次のいずれかの方法によること。
(1) 帳簿価額を共用割合に応じて按分して記載する方法
(2) 帳簿価額を記載し、「使用の状況」欄に共用割合を記載する方法

(3) 実施事業の状況等(その3)

- ・ 損益計算書内訳表から転記する。
- ・ 経常外の部の収益・費用も加算すること。

【実施事業収入の額の算定について】

①「損益計算書の収益の額」に対応した②「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の収益の額	②実施事業収入の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^注
事業収益	110,977,627 円	110,977,627 円	アドバイザー派遣に係る利用料収入であり、実施事業収入とする。
基本財産運用益	200,000 円	200,000 円	実施事業資産から生じた運用益であり、実施事業収入とする。
計 自動計算	111,177,627 円	111,177,627 円	⇒P16の②、⑤欄へ自動転記

注: 実施事業収入の見込額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

- ・ この事業に係る収益を、損益計算書の科目ごとに区分して記載する。
- ・ 各科目ごとの額の算定に当たっての考え方の記載例は、P19参照。

【公益目的支出の額の算定について】

①「損益計算書の費用の額」に対応した②「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の費用の額	②公益目的支出の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^注
その他	137,897,667 円	137,897,667 円	異なる費用科目はないため、①と②は同額である。
計 自動計算	137,897,667 円	137,897,667 円	⇒P16の①、④欄へ自動転記

注: ①と②が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を①及び②欄に記載してもかまいません。

- ・ ①と②が同額の場合、費用については、個々の科目ごと（給料手当、退職給付費用・・・）に記載する必要はなく、上記のとおり、「その他」として一括して記載できる。
- ・ ①と②が同額とならない場合の額の算定に当たっての考え方の記載例は、P19参照。

(3)実施事業の状況等(その3) 記載例
 (「定期提出書類の手引き 移行法人編」P13参照 ほか)

【実施事業収入の額の算定について】

損益計算書の科目	①損益計算書の 収益の額	②実施事業収入 の額	②の額の算定に当たっての考え方 注
運用益(基本財産受取配 当金)	〇〇〇 円	〇〇〇 円	実施事業資産から生じた収益として実施事 業収入とする。
会費(受取会費)	〇〇〇 円	〇〇〇 円	当法人の会費規程において、会費の1/4相 当の用途を本事業に限定しているため、会費 収入総額の1/4相当分である〇〇〇円につ いて、実施事業収入とする。(移行認可申請 時に提出した会費規程のとおり)
事業収益(〇〇料収入)	〇〇〇 円	〇〇〇 円	公〇についての〇〇料収入は、実施事業に 係る対価収入であるため、実施事業収入と する。
補助金等(受取補助金)	〇〇〇 円	〇〇〇 円	公〇についての補助金は、用途が当該事業 に特定されているため、実施事業収入とす る。
売却益(土地〇〇)	●● 円	〇△〇 円	土地(〇〇)を〇月〇日に■●円で売却した ことによる売却益●●円について、当該土地 の算定日における時価は〇〇〇円であった ので、当該時価を基に売却益を算定し、〇△ 〇円とした。
資産評価替えによる損益 等(有価証券〇〇)	〇〇△ 円	0 円	有価証券(〇〇)の評価替えは公益目的支 出計画には算入しない。
資産評価替えによる損益 等(有価証券●●)	●● 円	●△ 円	有価証券(●●)は〇月〇日に■●円で売却 したため、算定日の時価〇〇円に基づき売 却益を算定し、●△円とした。
受取補助金振替額	〇〇 円	0 円	平成25年1月23日内閣府令第1号により、整 備法施行規則第17条第1項ただし書の改正 により、実施事業収入には算入しない。
計	●●●● 円	●●● 円	

P22下段参照。

【公益目的支出の額の算定について】

損益計算書の科目	①損益計算書の 費用の額	②公益目的支出 の額	②の額の算定に当たっての考え方 注
減価償却費(建物〇〇)	〇〇〇 円	〇●● 円	建物(〇〇)は、公益目的財産額の算定に当 たり時価評価を行ったため、減価償却費につ いては当該時価を基に算出した額を公益目 的支出の額とする。
退職給付費用	●●● 円	〇△ 円	公益目的財産額の算定において、退職給付 会計の導入に伴う会計基準変更時差異を控 除したため、退職給付費用の額(●●●円) のうち、当該事業年度における費用処理額 (〇〇円)は公益目的支出の額には含めな い。
減損損失(土地△△)	〇〇〇 円	〇△〇 円	土地(△△)は、当該土地の算定日における 時価〇〇〇〇円であったので、減損損失に ついては当該時価を基に算出した額(〇△〇 円)を公益目的支出の額とする。
その他	〇〇〇 円	〇〇〇 円	上記以外の科目については、異なる費用科 目はない。
計	●●●● 円	●●● 円	

(4)実施事業等会計で「共通」に区分された収益・費用について

実施事業等会計で「共通」の会計区分を設けている場合にのみ作成する。
作成する必要がないのに作成すると、別紙2の2欄②と③の額が思いの外多くなるので、注意すること。

(4)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業等会計で「共通」に区分された収益・費用について】

損益計算書の「実施事業等会計」において「共通」の会計区分を設けている場合、その収益・費用について記載してください。

「共通」の会計区分を設けていない場合は、本表の作成は不要です。

【実施事業収入の額の算定について】

①「損益計算書の収益の額」に対応した②「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の収益の額	②実施事業収入の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注1}
	円	円	
	円	円	
計	円	円	⇒P21の2欄③に自動加算

注1:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

- ・実施事業等会計で「共通」の会計区分にある収益を、損益計算書の科目ごとに区分して記載する。
- ・各科目ごとの額の算定に当たっての考え方の記載例は、P19を参照。

【公益目的支出の額の算定について】

①「損益計算書の費用の額」に対応した②「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の費用の額	②公益目的支出の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注2}
	円	円	
	円	円	
計	円	円	⇒P21の2欄②に自動加算

注2:①と②が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を①及び②欄に記載してもかまいません。

- ・実施事業等会計で「共通」の会計区分にある費用については、①と②が同額の場合、個々の科目ごと（給料手当、退職給付費用・・・）に記載する必要はなく、上記のとおり、「その他」として一括して記載できる。
- ・①と②が同額とならない場合の額の算定に当たっての考え方の記載例は、P19を参照。

別紙2:公益目的支出計画実施報告書

公益目的財産額確定時の別紙2、別表C(5)参照。

【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

移行後に確定した公益目的財産額を記載する。

【令和3年度(令和3年4月1日から令和4年4月1日まで)の概要】

1. 公益目的財産額	自動計算	335,837,900 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額(①+②-③)	自動計算	33,594,321 円
①前事業年度末日の公益目的収支差額		6,874,281 円
②当該事業年度の公益目的支出の額		137,897,667 円
③当該事業年度の実施事業収入の額		111,177,627 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	自動計算	302,243,579 円

前年度の2欄の数字をそのまま転記する。

4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由
 計画作成時点の見込みに比べ、継1における実施事業収入の額が見込みを下回ったため、当該事業年度末日の公益目的収支差額が計画における見込額を上回ったものである。なお、公益目的支出計画の実施期間があと19年間あり、公益目的収支差額は計画額を10,410,621円上まわっていることから、実施期間に関しては影響がないと考える。

- ・計画と実績の差異について、その状況及び理由、完了予定年月日への影響の有無を記載する。実施事業等ごとの詳細は、P16で個別に記載する。
- ・記載例はP22参照。

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください

※早まることが明らかになった時点で記載。

公益目的支出計画の完了予定事業年度の末日	①. 計画上の完了見込み	令和23年3月31日	日付入力
	②. ①より早まる見込みの場合		日付入力

前年度のこの様式の「当該事業年度」の額を転記する。

毎事業年度同額を記載する。

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	335,837,900 円	335,837,900 円	335,837,900 円	335,837,900 円	335,837,900 円
公益目的収支差額	11,591,850 円	6,874,281 円	23,183,700 円	33,594,321 円	34,775,550 円
公益目的支出の額	145,576,850 円	133,608,281 円	145,576,850 円	137,897,667 円	145,576,850 円
実施事業収入の額	133,985,000 円	126,734,000 円	133,985,000 円	111,177,627 円	133,985,000 円
公益目的財産残額	324,246,050 円	328,963,619 円	312,654,200 円	302,243,579 円	301,062,350 円

※前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

- ・公益目的財産額の確定時(変更認可を受けた場合の変更後の年度については、変更認可申請時)の別表C(5)に記載した計画内容を転記し、一年ごとに左へスライドしていく。
 計画において、事業年度ごとに収入・支出の額が異なることとしている場合は、注意すること。
- ・「公益目的収支差額」には、累計額を記載する。

上の方の1欄、2欄、2欄②、2欄③、3欄が自動転記される。様式チェックで「NGなし」となった時点で、正確な数字となる。

支出計画が終了した法人は、本報告書の提出に引き続き、公益目的支出計画実施完了確認請求書を提出する必要があります。

4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 記載例
(「定期提出書類の手引き 移行法人編」P7～参照)

《記載例》

・計画作成時点の見込みに比べ、公1における実施事業収入の額が見込みを上回ったため、当該事業年度末日の公益目的収支差額が計画における見込額を下回ったものである。なお、公益目的支出計画の実施期間があと〇年間である一方、公益目的収支差額の計画額との差額は〇円であり、今後の実施事業の規模を鑑みても、実施期間に関しては影響がないと考える。

※なお書き以下について

1. 差額が大きくなった場合

なお、公益目的支出計画の実施期間はあと〇年間である一方、公益目的収支差額の計画額との差額は〇円であり、今後の実績次第で変更認可申請を行うこととする。

2. 計画期間内に終わらないことがはっきりした場合

なお、公益目的出計画の完了予定年月日が〇年〇月〇日である一方、公益目的収支差額の計画額との差額は〇円あり、計画期間内に完了できないことから、変更認可申請を行う。

・計画作成時点の見込みに比べ、昨年度末日の公益目的収支差額が計画における見込額を下回るとともに、継1における公益目的支出の額が見込みを下回ったため、当該事業年度末日の公益目的収支差額が計画における見込額を下回ったが、翌年度以降、継1において〇〇料の引下げを行うこととしており、実施期間に関しては影響がないと考える。

公益目的収支差額が計画額を大きく下回り、計画完了予定年月日までの計画完了が危ぶまれる場合には、今後の状況をみて変更認可申請を行う旨も記載すること。

※ 指定正味財産から一般正味財産へ振替えを行っている法人について

平成25年1月23日に公布施行された内閣府令第1号により整備法施行規則第17条第1項ただし書が改正されました。

【改正内容】

○ 一般正味財産に振り替えることによって生じた収益は、公益目的支出計画の計算上は、収益計上しないことができることとされました。

※ ただし、対象となる指定正味財産は、移行登記の日の前日までに受け入れた財産に限ります。

○ 上記改正において既に移行認可を受けた一般社団法人・一般財団法人についても経過措置が設けられました。

〔経過措置の内容〕

公益目的財産額の確定時に指定正味財産として計上されていたもののうち、移行後の実施報告書において指定正味財産から一般正味財産に振り替えられて収益計上したものがあつた場合には、施行後3年以内に終了する事業年度に係る実施報告書で、当該過年度の振替額を実施事業収入としなかったものとするができるものです。

《記載例》

「2. (2)当該事業年度の公益目的支出の額」〇円は、本事業年度の公益目的支出の額である〇円に、平成25年度内閣府令第1号附則第2項の規定に基づき〇円（平成〇年度実施報告分〇円、平成〇年実施報告分〇円の合計額）を加算したものである。

別表A: 計画実施期間中の収支の見込みについて

別表 A〔公益目的支出計画実施報告書〕

【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込みについて】

(1) その他の主要な事業について

変更の内容及び公益目的支出計画の実施に対する影響等注1

(例) 他1事業のうち、会員扶助のための保険事業の規模を縮小したことにより、収益費用ともに大幅な減額となった。当該事業は黒字となっており、今後も同様の推移が見込まれることから、公益目的支出計画の実施には影響がないと考える。

- ・ 移行認可又は変更認可の申請時に、別表E(1)「その他の主要な事業の内容等」(他1、他2...)に記載した事業及び別表C(1)-1又は別表C(2)-1に記載しなかった事業(新たに開始した事業)が対象となる。
- ・ 「公益目的支出計画の実施に対する影響等」とは、実施事業等のための資金が不足するなどの財務上の影響のみでなく、自己所有の施設の大規模改修や建替えにより実施事業等における施設の使用に支障を来す場合も含む。

注1 その他の主要な事業として、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」に記載した事業のうち、その事業の内容や実施方法に変更があった場合に、事業番号、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。
また、新たにその他の主要な事業を開始した場合は、その旨、当該事業の概要及び公益目的支出計画の実施に与える影響を記載してください。

(2) 資産の取得や処分、借入について

実施内容(計画の変更内容)及び公益目的支出計画の実施に対する影響等注2

(例) 継2で使用していた車両運搬具が、〇月〇日の事故により廃車処分となった。〇月×日にリースにより車両を取得しており、公益目的支出計画の実施には影響がないと考える。

- ・ 移行認可又は変更認可を受けた際の別表Dの備考欄に記載し、又はその後に行政府に届け出た法人全体の財務に影響を与える活動を実施した場合に記載すること。
- ・ 「公益目的支出計画の実施に対する影響等」とは、上記と同様。
- ・ 申請時の収支の見込みが変更される場合は、事前の届出が必要。

注2 「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載した多額の借入れや施設の更新、高額財産の取得・処分などの活動を実施した場合は、公益目的支出計画に与えた影響を記載してください。また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもののうち、計画内容に変更があった場合に、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。

また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもの以外で、法人全体の財務に大きな影響を与える活動を新たに予定する場合は、その内容、理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。なお、特に記載すべき内容がない場合はその旨記載してください。

別表B: 引当金等の明細

別表B〔公益目的支出計画実施報告書〕

【引当金等の明細】

(1) 実施事業に係る引当金

番号	引当金の名称	期首残高	当期増加額	目的	当期減少額		事業		期末残高
					目的使用	その他	区分	番号	
1	退職給付引当金	34,871,000 円	2,386,000 円	職員の退職給付に備えるため	21,905,000 円	0 円	継	1	15,352,000 円
		円	円		円	円			円

公益目的財産額の確定時に別表A(3)の「(1) 実施事業等に係るもの」の表に記載した引当金のすべてについて、当該事業年度中の状況を記載する。

(2) (1)以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

番号	引当金の名称	期首残高	当期増加額	目的	当期減少額		期末残高
					目的使用	その他	
		円	円		円	円	円
		円	円		円	円	円

公益目的財産額の確定時に別表A(3)の「(2) (1)以外のもの」の表に記載した引当金のすべてについて、当該事業年度における状況を記載する。
 ※移行後において新たに計上することとなったものについては、記載不要。

(3)「その他支出又は保全が義務付けられているもの」としたもの^注

番号	財産の名称	期首の価額	当期増加額	目的	当期減少額		期末の価額
					目的使用	その他	
		円	円		円	円	円
		円	円		円	円	円

注: 算定日において、退職給付会計導入に伴う変更時差異の未処理額を公益目的財産額から控除した場合については、当該未処理額は記載不要です。なお特に記載すべき内容がない場合は空欄のままにしてください。

公益目的財産額の確定時に別表A(4)に記載したものについて、当該事業年度における状況を記載する。
 ※移行後において新たに計上することとなったものについては、記載不要。

期末残高が貸借対照表の数値と合致しているか確認する。

別紙1：法人の基本情報

- ・移行認可申請や前年度の実施報告の際等に作成した別紙1と同様に記載する。
- ・理由なく変更しないこと。

【別紙1：法人の基本情報】

法人コード

A098765

1. 基本情報

フリガナ	イッパンシャダンホウジンヒエイリカツドウアドバイザーキョウカイ			
法人の名称	一般社団法人非営利活動アドバイザー協会			
主たる事務所の住所及び連絡先				
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等	補足住所
	030-8570	青森県	青森市長島一丁目1番1号	
代表電話番号	017-734-9079	内線	FAX番号	017-735-4761
代表電子メールアドレス	kenmin@pref.aomori.lg.jp			
ホームページの有無	有			
ホームページアドレス	http://www.pref.aomori.lg.jp			
代表者の氏名	青森 公益			
事業年度	04	月	01	日 ~ 03
				月 31
				日
事業の概要	非営利活動アドバイザーの派遣、非営利活動バンクの運営及び会員同士の親睦と情報交換を図る事業を行う。			

法人の名称若しくは住所又は代表者の氏名の変更を行った場合は、変更後に遅滞なく、登記事項証明書、定款変更等について必要な手続を経ていることを証する書類等、必要な書類を添付して、届出をすることが必要です。

提出書(かがみ文書)

青森県知事	知事名を入力する。	令和4年6月15日
三村 申吾	殿	申請日を入力する。
法人の名称	一般社団法人非営利活動アドバイザー協会	
代表者の氏名	青森 公益	

自動入力されていますが、修正可能です。法人の名称や代表者の氏名に変更がある場合は、変更届が必要となります。

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり **令和3** 年度（ **令和3年4月1日** から **令和4年3月31日** ）の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

事業年度、事業開始年月日、事業終了年月日は自動転記されます。

変更届出をすることが必要な場合は、以下のとおりです。

- (1) あらかじめ届出することが必要な場合
 - ・収支の見込みの変更（多額の借入や資産運用方針の変更などを行う場合）
- (2) 変更後に、遅滞なく届出をすることが必要な場合
 - ・法人の名称若しくは住所又は代表者の氏名の変更
 - ・公益目的事業又は継続事業を行う場所の名称又は所在場所のみの変更
 - ・特定寄附の相手方の名称又は主たる事務所の所在場所のみの変更
 - ・合併の予定の変更又は当該合併がその効力を生ずる予定年月日の変更
 - ・定款における残余財産の帰属に関する事項の設定又は変更
 - ・定款における移行法人の存続期間又は解散の事由の設定又は変更
 - ・実施事業を行うに当たり必要な許認可等の変更（許認可等の更新の届出は不要）